

# 「松山ー台北線で行く台湾旅行」魅力体験イベント 業務委託仕様書

## 1 目的

松山ー台北線の運航再開を見据え、同路線を利用した台湾旅行の魅力を発信することにより、アウトバウンド利用者の囲い込みに先行して取り組み、運航再開後の利用促進を図る。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）までとする。

## 3 業務内容

### (1) イベントの企画

#### ①内容

- ・イベントは、会場への来場者とオンライン参加を組み合わせる実施すること。
- ・最新の観光情報（施設、料理、文化など）や感染症対策に関する情報のほか、リピーター層の誘客に資する情報（隠れスポットなど）を発信すること。
- ・台湾に詳しい講師等の起用などにより、発信力を高めること。
- ・台湾旅行をバーチャル体験できるオンラインツアーを同時開催すること。

#### ②留意事項

- ・イベントは、松山ー台北線の運航再開1か月前までに実施すること。ただし、令和3年10月末までに運航が再開しない場合は、令和4年1月末までに開催すること。
- ・イベント会場は、松山市内とすること。
- ・イベント開催時間は、60分から120分程度とすること。
- ・イベント開催回数は、集客目標を達成できる回数を任意に設定すること。
- ・オンラインツアーは、リアルタイムの中継方式で実施し、イベント参加者が現地とのやり取りに参加するインタラクティブな内容とすること。
- ・事業経費に充当するイベント参加費用は、1,000円を上限とする。
- ・参加特典（いわゆる「お土産」）については、集客力を高める独自の工夫をすること。

### (2) イベントへの集客

- ・ウェブサイト、ダイレクトメール、SNS等を通じて、愛媛県内の海外旅行リピーター層を中心に、イベント開催を周知すること。
- ・自社以外の旅行会社等との連携、海外旅行リピーター層以外の顧客（特に大学生等の若年者層）獲得について工夫すること。
- ・150名のイベント参加を目標とし、実績が100名未満とならないようにすること。

### (3) イベントの運営・実施

- ・会場の設置、スタッフや講演者の手配等の運営、それらに付随する一切の業務を行うこと。
- ・オンラインツアーで使用する素材等の撮影や公開の許可を事前に管理者等から得ること。
- ・イベント参加者に対し、松山空港公式LINEアカウントへの登録を促すこと。
- ・イベント参加者に対し、松山空港国際線3路線の利用意向に関するアンケートを実施し、その結果を報告すること。
- ・イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期すこと。

### (4) イベント開催後の情報発信

- ・旅行商品の造成に努め、参加者に対し、旅行商品の案内や割引クーポン等を送付するなど、松山ー台北線の利用につなげる取組みを継続すること。
- ・オンラインツアーに関する動画を、県や松山空港のホームページ、SNS等に掲載可能な形式により編集し、指定する期日までに提出すること。

#### 4 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を提出し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 協議会は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

#### 5 事業の再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会会長の承諾を得なければならない。

#### 6 著作権等の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 協議会は本仕様書により作成された成果物を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

#### 7 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施により知りえた個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (5) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。協議会の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (6) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、協議会と受託者との間で協議のうえ決定すること。